

奨学金給付規程

公益財団法人 Tazaki 財団

奨学金給付規程

第1章 総則

(通則)

第1条 公益財団法人Tazaki財団（以下本財団という。）がその事業として行う奨学金制度についてこの規程を定める。

(奨学生の資格)

第2条 本財団の奨学生となる者は、本財団が発表する各年度の奨学生募集要項において指定する原則として東京都及びその周辺の国公立高等学校に在籍する生徒とする。

- (1) 英国パブリックスクール及び英国大学への留学を志す者。
- (2) 心身ともに健康でかつ、応募までに在籍した学校での出席状況が良好である者。
- (3) 学業成績が優秀であり、学校生活と留学までの国内語学研修を両立させられる者
- (4) 親権者（又は未成年後見人等）の同意を得ている者。
- (5) その他各年度の奨学生募集要項における応募資格に該当する者

(奨学金の内容)

第3条 奨学金の内容は以下のとおりとする。

- (1) 国内での英語研修費用全額。
- (2) 英国のパブリックスクール、大学の学費、寮費、生活費（上限あり）、往復旅費全額。
*但し、大学の長期休暇中の衣食住にかかる費用、私的に帰国する際の旅費等は自己負担

第4条 奨学金の給付方法は以下のとおりとする。

- (1) 第3条の1－(1)及び1－(2)パブリックスクール、大学の学費及び寮費は財団から直接支払うものとする。
- (2) 最初の往路旅費に関しては、財団がチケットを手配する。
- (3) 生活費は上限を定め、パブリックスクール及び大学から受け取るものとする。

第5条 奨学金の給付期間は、日本の英語研修期間、及び英国でのパブリックスクール2年間、大学3年間の在籍期間とする。

第6条 奨学金額に関しては、第3条に基づき理事長が決定し、理事会に報告する。

第2章 奨学生の採用

(奨学生出願手続)

第7条 奨学生志望者は、各年度の募集要項に定められた奨学生願書、課題作文など本財団が必要と認めた書類を、原則在學校を経て提出するものとする。

(奨学生の決定)

第8条 理事長は奨学生選考委員会の選考を経て奨学生を決定し、理事会に報告するものとする。

(決定の通知)

第9条 前条の規定により奨学生が決定したとき、本財団は原則在學校校長を経由して本人に通知する。

(奨学金の給付の停止)

第10条 留学先において理由なく奨学生が休学し又は長期にわたって欠席した場合は、本財団の判断により、奨学金を停止することがある。

(奨学金の打ち切り)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当した場合は、本財団の判断により、奨学金を打ち切ることがある。

- (1) 傷病のため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良になったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) その他奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学生の義務)

第12条 本財団が給付する奨学金は給付型奨学金のため、返済の義務はないものとする。

2 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なく書面により本財団に届け出なければならない。

- (1) 退学又は転学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 休学又は長期にわたって欠席したとき

3 奨学生は学業成績など留学先から報告されるもの一切を財団に報告しなければならない。

4 奨学生は本財団が実施する研修会その他の行事に参加しなければならない。

(奨学金の返還請求)

第13条 本財団は、奨学生が、本人の責任により退学その他行動が社会的通念上著しく逸脱した場合は第11条の1の規定にかかわらず、当該期間に給付した奨学金の返還

を求めることができる。

(その他)

第14条 本財団からの奨学金を受給することによる将来進路の束縛又は財団の目的外の進路変更による奨学金返済などは一切ないものとする。

第3章 補則

(実施細則)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、本財団の理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年10月28日から施行する。

(平成28年10月28日理事会議決)